

公的研究費の管理・監査の実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、平成19年2月15日付け18文科科第829号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」等に基づき、公的研究費を適正に管理するための財団法人にいがた産業創造機構(以下「NICO」という。)の体制整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責任体制)

第2条 NICOを統括し、競争的資金等の運営管理について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)は、理事長とする。

2 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者(以下「統括管理責任者」という。)は、副理事長とする。

3 産業創造グループにおける競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者(以下「部局責任者」という。)は、産業創造グループディレクターとする。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行われるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

5 前4項に定める責任体制については、NICO内外に公表するものとする。

(相談窓口等)

第3条 事務処理手続に関する相談、使用ルール等に関する相談及び通報を受け付ける窓口を企画・総務グループ総務チームに設置する。

2 前項の相談及び通報があった場合には、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、明らかに不正に係る情報と認められないものについては、この限りでない。

(不正防止計画推進部署)

第4条 不正防止計画の策定及びその推進を担当する不正防止委員会(以下「不正防止委員会」という。)を産業創造グループに設置する。

2 不正防止委員会の委員長は、統括管理責任者とする。

3 不正防止委員会には、企画・総務グループ担当ディレクター及びマネージャーを委員として任命しなければならない。

4 最高管理責任者は、率先して、不正防止計画の策定及びその推進に努めなければならない。

(発注及び検収業務体制)

第5条 発注及び検収業務については、当該業務担当者以外のマネージャー又

はディレクターの決裁を受けた上で行わなければならない。

(不正取引業者等への対応)

第6条 不正な取引に関与した業者等に対する処分方針については、不正防止委員会において定める。

(モニタリング体制)

第7条 不正防止委員会は、第4条第1項の業務に加え、NICO 全体の視点から、モニタリング及び監査を実施する。

2 第4条第1項の不正防止計画には、前項のモニタリング及び監査計画を含めるものとする。

3 モニタリング及び監査の結果については、最高管理責任者に報告するとともに、その指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

4 前項の報告の内容に応じ、最高管理責任者は、監事に報告するものとする。

(雑則)

第8条 公的研究費を適正に管理するための体制整備に関しては、実施状況及び環境の変化等に応じて、適宜見直すものとする。

附 則

この基準は、平成20年3月26日から実施する。